

委任にあたり、着手金の入金名義について  
 あり程度 調べておくべき。

### 債務整理関係業務 報酬表

任意整理	着手金	報酬金
債権者1名～5名	12万6千円 (消費税込み)	過払金の返還を受けた場合、現実に返還を受けた金額の20%を基準として受領できる
6名～10名	16万8千円 (同上)	同上
11名～20名	18万9千円 (同上)	同上
21名以上	21万円 (同上)	同上
*上記の他、郵送費等の委任事務処理に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする		

自己破産 (書類作成)	着手金	報酬金	費用 (予納金、郵券、郵送費等)
	16万8千円 (消費税込み)	なし	3万2千円
*上記の他、登記簿謄本、見積書の取得等に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする			
*破産管財人事件となった場合、別途予納金が必要となる場合がある			

民事再生 (書類作成)	着手金	報酬金	費用 (予納金、郵券、郵送費等)
	21万円 (消費税込み)	なし	24万円 (但し個人再生委員が選任されない場合は4万円とする)
*上記の他、登記簿謄本、見積書の取得等に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする			

特定調停 (書類作成)	着手金	報酬金	費用 (印紙、郵券、郵送費等)
債権者1名～5名	4万2千円 (消費税込み)	なし	1万円
6名～10名	8万4千円 (同上)	なし	1万5千円
11名以上	10万5千円 (同上)	なし	2万円
*上記の他、登記簿謄本取得などの書類作成に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする			
*代理人として出頭する場合には、任意整理に準じた報酬による			

債務不存在・不当利得返還訴訟 (代理・書類作成共)	着手金	報酬金
	4万2千円 (消費税込み)	過払金の返還を受けた場合、現実に返還を受けた金額の20%を基準として受領できる 債務不存在確認訴訟において勝訴した場合、受けた経済的利益の10%を基準として受領できる
*上記の他、印紙代、郵券、資格証明取得等に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする		
*代理人として出廷した場合、出廷1回につき1万円を基準として請求できるものとする		

### 裁判関係業務 報酬表 (債務整理以外)

種別	着手金	報酬金
代理業務	5万2500円 (消費税込み) 但し少額訴訟事件については3万1500円 (同上) とする	受けた経済的利益の10%
書類作成業務	紛争の価額が100万円以下 5万2500円 (消費税込み) 以下、100万円ごとに 5250円加算 (同上) 但し少額訴訟事件については2万1千円 (同上) とする	同上
*上記の他、印紙代、郵券、資格証明取得等に要した費用については、実費相当額を請求できるものとする		
*代理人として出廷した場合、出廷1回につき1万円を基準として請求できるものとする		

#### その他

- ・上記以外の事件については、事案に応じて別途定めることとなります。
- ・資力によっては法律扶助制度を利用できる場合があります。その場合には上記報酬表によることなく、日本司法支援センターの作成にかかる代理援助・書類作成援助支出基準によることとなります。